

決裁 区分	甲 乙 (丙)	文書 分類	発送・庁内・議案・令達	福議	取 第 171 号
保存	1 3 5 10 15 (水)	廃棄	年 月	F.No.	A 6 2 0
取扱上 注意	至急 秘	添付 物		起案	42年11月28日
浄書 区分	本 控 計	用 紙	発 送	決裁	年 月 日
☐ タイプ 原・力		☐ 更 紙	☐ 普通 ☐ 速達	施行	年 月 日
☐ 孔 版		☐ 中質紙	☐ 書留 ☐ 親展		年 月 日付
☒ 手書複写	/ / 2	☐ 上質紙	☐ 使送 ☒ 携行	先方 文書	第 号
☐ ペン書		☐ タイプ紙	☐ その他		年 月 日收受
浄 書 照 合 公 印 施 行 機・管係長	発送 表示	作成	月 日迄	発送	11月30日迄
	完了 表示	作成	月 日了	発送	月 日了
主 起 案 者 係	員 係 長 局 長 委員 長 副議長 議長				
管 氏名 市川昭利					
あて先 発信者	東京初知事 美濃部亮吉 福知会会長 田村匡雄	合 議 先	総務課長 収入役 助 役 町 長		
注意 事項					
件 名	会議録の送付について				
上記のことについて 別紙のように 照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。 申請 通知 決定 実施 送付 します。					

別 紙

1. 昭和42年市定例会(10月2日~9日)



福議発第一七一号

昭和四十二年十一月三十日

東京都知事

美濃部亮吉

殿

福生町議会議長

田村匡雄印

会議録の送付について

昭和四十二年第三回福生町議会定例会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

Handwriting practice paper with horizontal lines and vertical margin lines. The page is divided into four sections by horizontal lines, with numbers 5, 10, 15, and 20 marking the divisions. The right side of the page has a vertical margin line and numbers 5, 10, 15, and 20. The bottom right corner contains the text "25 x 20 = 500".

決裁 区分	甲 乙 (丙)	文書 分類	(送)・庁内・議案・令達	福議 収第 172 号
保存	1 3 5 10 15 (永)	廃棄	年 月	F.No. A 6 2 0
取扱上 注意	至急 秘	添 付 物	起案	42 年 11 月 28 日
浄書区分	本 控 計	用 紙	決裁	年 月 日
浄書 ☐ タイプ ☐ 原・力		☐ 更紙 ☐ 中質紙 ☐ 上質紙 ☐ タイプ紙 ☐ その他	施行	年 月 日
送 ☐ 孔版		☐ 普通 ☐ 速達 ☐ 書留 ☐ 親展 ☐ 使送 ☒ 携行 ☐ その他	先方 文書	年 月 日付 第 号
要求 ☒ 手書複写 ☐ ペン書	/ / 2			年 月 日收受
浄書照合公印施行機・管係長	発表示	作成	月 日迄	発送 11 月 30 日迄
	完了表示	作成	月 日了	発送 月 日了
主 起 案 者 係	員 係 長 局 長 委員 長 副 議 長 議 長			
管 氏名 市川昭利				
あて先 福生町長	合	総務課長 収入役 助 役 町 長		
先発信者 石川常太郎 福生町議会議員 田村匡雄	議	文書係長		
注意事項	先			
件 名	会議録の送付について			
上記のことについて 別紙のように 照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。				
送付 (マカ)				

別紙

1. 昭和42年10月2日～9日

福生宛第一七二号

昭和四十二年十一月三十日

福生町議会議長

田村匡雄印

印 郡知事

石川常太郎 殿

会議録の送付について

昭和四十二年第三回福生町議会定例会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。



Handwritten document on a grid background, likely a ledger or record book. The grid consists of horizontal and vertical lines forming a table-like structure. The text is written in Japanese characters. The document is divided into sections by vertical lines, with some sections containing numbers (5, 10, 15, 20, 25) indicating page or section numbers. The text is mostly illegible due to fading and the quality of the scan.



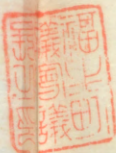
昭和四十二年
第三回定例会

(自十月二日
至十月九日)

福生町議会会議録

第十一号

第三回定例会



第三回村生町議定例会会誌録 (第十号)

昭和四年十月二日村生町議定例会開議に第三回村生町議定例会が招集さ

れた。

出席議員は次のとおりである。

一番 杉本 啓雄 君 二番 松本 平九郎 君 三番 伊東 忠次郎 君

四番 石川 繁治 君 五番 小林 暢吉 君 六番 高橋 子春 君

七番 仲沢 弘之 君 八番 中里 元一 君 九番 大野 行夫 君

十番 川村 重雄 君 十一番 中西 虎蔵 君 十二番 小堀 仁七 君

十三番 中村 国太郎 君 十四番 末次 性男 君 十五番 森田 秀雄 君

十六番 加藤 清一 君 十七番 水谷 清一 君 十八番 関 米吉 君

十九番 高浪 忠 君 二十番 石川 信義 君 二十一番 大沼 秀雄 君

二十二番 塩野 鉄之助 君 二十三番 岩田 博 君 二十四番 田村 匡雄 君

欠席議員は次のとおりである。

下

一 欠員は次のとおりである。

付し

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局 局長 島田 猛 君 係長 青山 次男 君 主事 市川 昭利 君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町 長 石川 常太郎 君 助 役 森田 幸造 君 収入役 秋山 誠一 君

教育 長 藤原 俊夫 君 主 査 室 主 査 大野 忠一 君 主 査 室 主 査 青井 善休 君

主 査 室 主 査 橋本 孝蔵 君 主 査 室 主 査 田村 忠雄 君 主 査 室 主 査 山田 信二 君

税 務 長 古谷 徳男 君 住 民 長 乙津 宗吉 君 民 生 長 森田 武 君

産 業 長 上野 重勝 君 土 木 課 長 兼 市 計 課 長 木村 田 猛 君 水 道 長 生子 国利 君

教 育 長 高水 武 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 会議録署名議員の署名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 議案第五四号 福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第五五号 福生町手数料条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第五六号 昭和四十二年度福生町一般会計補正予算（第二号）

日程第七 議案第五七号 契約締結について（教育関係）

日程第八 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

- 日誌第八 議案第一号 人壽養老委員對薪香の進出の関する意見陳述の件
- 日誌第九 議案第五十号 吳縣縣議の件（養育関係）
- 日誌第六 議案第五十六号 田味四十二手選出主四一歳会信前五千圓（第二号）
- 日誌第五 議案第五十五号 縣主田手選出主四の一歳を延五する案附
- 日誌第四 議案第五十四号 縣主田田選出主四の一歳を延五する案附
- 日誌第三 一歳質問
- 日誌第二 会場の状況
- 日誌第一 定議後各議員の名字

午後九時四十分開議

議長（田村匡雄君） 皆さんお早うございます。

下町の手から昭和四十二年才三回福生協議会定例会を開会に
いたします。出席議員は現在二十三名であります。おろ本日
の会議は成立いたしました。下町に本日の会議を開きます。
日程に入る前に議長からご挨拶を願います。

（議長 石川常太郎君登壇）

議長（石川常太郎君） ご挨拶を申し上げます。才三回福生協

議会定例会の招集を申しあげましたところ、雨天の中早朝
より多数のオウの出席をい下下さり誠にありがとうございます。
九月末日をもちまして財政再建促進特別措置法
の適用を解除されました。二に議会並びに財政二向に好
しきよう謹んで報告を申しあげ運用中の協力に心からおれ
申しあげる次第でございます。十月一日からわが福生協は自衛
と財政の健全を獲得し胸をほろ銘ほろ発展に努めすべく強
硬なる基盤が確立されたのであります。願いますと不感

猿猴をきこたへたる現状でございます。極言いたし奉すと固の
施策に於りて自治体は水に浮ぶ木の葉のごとく翻ろうさるま
して自治の本質を貫くに乏し之精一杯窮乏たる現状でございます。
この悪条件下で理想の貫徹を期し奉すには心構えが一番重要
であると思ひます。いかに悪条件下であり奉すうとも心構えに
於り奉りて理想は達成可能と存じます。初めを述べかりず、
ここに覚悟を新たに勇見と自信をもちつつ外に向ひ奉りてもちろ
んのことはあり奉りては身をおさめ信義を重んじ信用がオト心
がけるのが先決と存じます。オニに浪費の削減でございます。
私といたし奉りては既述法時々の予予の心がけで参りたいと思
つております。オニに努力と情熱と不屈の魂でございます。
事業は財と時間と努力の三上積でございます。時間はずんずか
り奉すうとも努力は自己オオオカオウにもほるわけござい
ます。オニに協力をお願いでございます。此のオニのご協
力が何ものにもまさる百力の力でございます。ご協力があ
りせんければ何事も下す能くございします。お互に信頼の

エドエリ、予り一層愛敬の精神を高揚せられ青年福祉のた
めに切に協力賜り奉りて予り懇願申しあげ奉る次第でございます。
最後に役場職員の方々の能力の向上と職務の厳正でございます。
私の責務といたし奉りて能力の向上と職務の厳正に力をいた
すことば論を奉りたいところでございます。職員の方々の
働きは誠に私の不徳のいたすところであり私の責でございます。
私といたし奉りては身をもちて職を止め、一部職員の方々の長
はそあり奉りては練習につき奉りてはその排除に努力を傾注し
つづいて奉ります。これらは一つの教育でございます。一朝一夕に
は参りません。時間を要する問題でございますが直接オニ線
業務に携り奉り奉りては職員の方々の予りては職員の方々の
度ば財政を左右すること大でございます。親切という言葉を
モットーといたし奉りて指導に力を一段と入れたいと思ひて
奉ります。私は年度当初におき奉りて四十二年度のオニ針を申しあ
げ奉りた。重複の憂いもございしますが、記念すべき既述法
けオニ回目の議会でございます。既述法明け初めの一般会を補